

## 産廃優良性評価制度認定業者 2 桁に 環境省



The Knights

環境省が進めている産業廃棄物処理業の優良性評価制度では、6 月末の適合基準認定の状況は 20 件 12 社に達し、業者が取得を自ら積極的にアピールする動きが出始めました。

この認定条件には「5 年ごとの許可更新」と「情報公開を 5 年間継続して行っている」ことが盛り込まれています。

この措置は優良業者を認定するには、最低でも 5 年間は問題なく業を継続しているべき、という継続性を重視して設けられました。さらに山口県などは許可更新時以外も随時認定の受付を行う独自制度を設けており、環境省でもこれを推奨しています。しかし、情報公開期間は 5 年と省令に明記されているため、自治体の裁量でこれを変更することは出来ないことなどから、業界関係者からは、これらの措置は制度普及の大きな足かせとなっているとの指摘もあります。これに対し、環境省は様々な制度普及策を検討する見込みですが、業の継続性に対する措置の見直しが議論されるか、成り行きが注目されます。

当社では産業廃棄物等に関する金属等、基準項目の分析も行っております。どうぞお気軽にご相談ください。

資料 2006 年7月19日付 環境新聞

機器分析箇所 竹下尚長